平成２１年（フ）第７８号
和歌山県西牟婁郡上富田町生馬97番地の３
破産者　畑本　義勝
１　決定年月日　平成23年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第１０２号
和歌山県日高郡みなべ町山内1442番地
破産者　泰地　　誠
１　決定年月日　平成23年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第１１４号
和歌山県田辺市南新万20番20号、住民票上の住所和歌山県田辺市龍神村殿原958番地
破産者　アダチエンタープライズこと　安達　幹人
１　決定年月日　平成23年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第１９０９号
広島市東区尾長西１丁目３番10―303号　ルシエール岡田
破産者　渡邊　允子
１　決定年月日　平成23年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８４号
愛媛県松山市吉藤２丁目15番24号　カレントＹＯＵ201号、住民票上の住所愛媛県松山市畑寺町837番地６
破産者　藤原　由尚
１　決定年月日　平成23年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１８５号
愛媛県松山市吉藤２丁目15番24号　カレントＹＯＵ201号
破産者　山越貴美子
１　決定年月日　平成23年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５６４号
群馬県前橋市横沢町399番地
破産者　井上　和彦
１　決定年月日　平成23年７月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第１２４０号
埼玉県幸手市緑台２丁目20番12号
破産者　花輪　智由
１　決定年月日　平成23年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０１４号
群馬県館林市朝日町17番22号　ガーデンヒルズＡ―102、破産手続開始時の住所さいたま市南区大字大谷口941番地３　アピア南浦和202号
破産者　天田　正彦
１　決定年月日　平成23年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６０２号
さいたま市岩槻区加倉１丁目31番12号
破産者　小島　慶一
１　決定年月日　平成23年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６５４号
埼玉県幸手市大字惣新田3068番地３
破産者　中村　政雄
１　決定年月日　平成23年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８７２号
さいたま市北区宮原町１丁目855番地２８―209
破産者　田中　久之
１　決定年月日　平成23年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８７３号
さいたま市西区大字西遊馬530番地１　シャン・ド・フルール203号、住民票上の住所さいたま市北区宮原町１丁目855番地２　８―209
破産者　田中　　剛
１　決定年月日　平成23年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２０７号
さいたま市大宮区三橋２丁目537番地　サンビューハイツ202号
破産者　伊藤　　正
１　決定年月日　平成23年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５７号
埼玉県朝霞市本町１丁目32番８号　レスポワール栗原306
破産者　須賀　康弘
１　決定年月日　平成23年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８０号
埼玉県上尾市井戸木３丁目20番地４
破産者　金原　芳治
１　決定年月日　平成23年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１３号
岡山市北区佐山326―15、住民票上の住所埼玉県ふじみ野市新駒林３丁目５番21―202号
破産者　宮脇　栄男
１　決定年月日　平成23年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４３０号
埼玉県新座市石神３丁目12番36号
破産者　宇都宮　薫
１　決定年月日　平成23年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４５０号
埼玉県戸田市下前２丁目１番５―504号
破産者　池田　稔彦
１　決定年月日　平成23年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係